

## 医療法人社団紀洋会 ホームページ運用管理規程

### 第1条（総則）

この規程は、医療法人社団紀洋会 公式ホームページ（以下「当法人ホームページ」という。）に関する管理・運用に関し、必要な事項を定める。

### 第2条（目的）

当法人ホームページは、医療法人社団紀洋会の情報媒体として、患者や利用者を含む地域住民や関係医療・福祉機関の利便に供することを目的とする。

### 第3条（管理者・担当者）

当法人ホームページの管理運用を行うために、次に掲げる管理者・担当者を置く。

- (1) 当法人ホームページの統括管理者は医療法人社団紀洋会事務長とし、メンテナンスを含むシステム管理者は岡本病院事務部広報担当とする。
- (2) 当法人ホームページ担当は下記の通りとする。
  - ①岡本病院管轄（のどか含む）ホームページ担当：岡本病院事務部広報担当
  - ②介護事業管轄ホームページ担当：介護保険事業部広報担当

各ホームページのブログ・Facebook等 SNS 発信担当者は各ホームページ担当より指名を受け、掲載する情報の編集・SNSにおける個人情報の保護などについての作業を行い、最新の情報を発信する。

### 第4条（掲載内容の制限・基準）

当法人ホームページには、次に該当するものは掲載しない。  
また、当法人ホームページからのリンク先についてもこれを適用する。

- (1) 法令又は条例に違反するもの、違反するおそれのあるもの
- (2) 第三者を誹謗、中傷するもの
- (3) 第三者へ不利益を与えるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、選挙運動等これらに類似するもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 第2条の目的を逸脱するもの
- (7) 容量、動作環境等の都合で管理者が掲載できないと判断したもの

### 第5条（リンクの制限・基準）

- (1) 第三者のホームページが当法人のホームページにリンクする場合は、医療・介護関係者、公共団体もしくは社会的な利便を供することを目的とした組織の公式ホームページに限定する。また、当法人ホームページのリンク先は、原則トップページとする。
- (2) 当法人ホームページが第三者のホームページにリンクする場合は、本規程に則りホームページの統括管理者が許可したもので、かつリンク先から許可を得たものとする。
- (3) リンクの追加、削除等の移動があった場合、当法人ホームページ担当者は遅延なく当法人のメンテナンスを含むシステム管理者に通知するものとする。

#### 第6条（内容の削除）

統括管理者は、下記の場合、担当者ならびにリンク先のホームページ管理者に通知することなく当法人ホームページからリンクの解除及び、掲載内容等を削除することが出来る。

- (1) リンク先内容が、第4条・第5条の掲載内容の制限・基準に該当すると統括管理者が判断した場合
- (2) その他、統括管理者が不適切であると判断した場合

#### 第7条（著作権）

- ①当法人ホームページに掲載した写真及び記事の著作権は、医療法人社団紀洋会に帰属する。
- ②いかなる者も掲載写真・記事の無断転載を一切禁止する。

#### 第8条（免責事項）

当法人ホームページにリンクをしたことで第三者に生じたいかなる損害も、当該リンク先ホームページ管理者において解決するものとし、医療法人社団紀洋会は一切責任を負わないこととする。

#### 第9条（ホームページの安全管理）

当法人ホームページのセキュリティ対策を十分に行い、外部からの不正侵入及び改ざん等を受けた場合は次の各号により迅速かつ適切な対応を行う。

- (1) 担当者は、不正侵入及び改ざん等の有無を確認するため、定期的に当法人ホームページを確認する。
- (2) 不正侵入及び改ざん等を発見したものは、速やかに統括管理者に報告し指示を受ける

- (3) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等を受けた場合は、当法人ホームページのサービスを停止する等の対策を講じる。
- (4) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は、速やかに当法人ホームページを再開するものとする。
- (5) 統括管理者は、不正侵入及び改ざん等の対策が終了した後は理事会へ経緯と状況を報告し、必要に応じて「不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年 8 月 13 日法律第 128 号）」に基づく被害届を警察へ提出する。

附則 この規程は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。